

隨時監査（工事監査）結果報告書

今 治 市 監 査 委 員

監 第 288 号
令和 8 年 3 月 31 日

今 治 市 長 徳 永 繁 樹 様
今 治 市 議 会 議 長 達 川 雄 一 郎 様

今 治 市 監 査 委 員 木 原 盛 展
同 近 藤 博

随 時 監 査 (工 事 監 査) の 結 果 報 告 の 提 出 に つ い て

地 方 自 治 法 第 199 条 第 5 項 の 規 定 に 基 づ き、 令 和 7 年 度 の 随 時 監 査 (工 事 監 査) を 行 っ た
の で、 そ の 結 果 に 関 す る 報 告 を 同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り 次 の と お り 提 出 す る。

監査結果報告書 (工事監査)

1 監査の対象

緊自道側改第 13 号 蔵敷唐子台線路側改良工事
国公下第 11 号 単下内第 13 号 浜桜井地区公共下水道工事 (3・4 工区 R7-1)
越配施第 7 号 宮窪配水池整備工事 (造成)

2 監査の期間及び監査を実施した監査委員

監査の期間	監査を実施した監査委員
令和 8 年 1 月 27 日 ~ 令和 8 年 2 月 20 日	木原 盛 展・永 井 隆 文
令和 8 年 2 月 20 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日	木原 盛 展・近 藤 博

3 監査の実施要領

監査対象として、抽出により上記工事の監査を実施した。当監査は、あらかじめ対象工事の担当部局から設計図書等、工事関係書類の提出を求め審査するとともに、現場調査を行い、その施工状況の実態を把握しながら実施したものである。

なお、当監査の実施にあたっては、協同組合 総合技術士連合へ技術士による調査を依頼し、技術上の意見を参考として取り入れた。

4 監査の結果

対象工事の書類及び現場を監査した結果、概ね良好と認められた。なお、工事別の所見は次のとおりである。

5 個別工事についての所見

緊自道側改第 13 号 蔵敷唐子台線路側改良工事

(1) 工事の概要

ア 工事場所

今治市南高下町 4 丁目地内

イ 請負金額

24,433,640 円

ウ 請負業者

株式会社美保

エ 工期

令和 7 年 9 月 19 日 ~ 令和 8 年 3 月 16 日

オ 主管課 (工事担当課)

建設部 建設政策局 道路課

カ 工事概要

道路路側溝改良工事

- ・ 工事延長 : L = 192.9m (道路幅員 : W = 7.0m)
- ・ 土 工 : 1 式
- ・ 排 水 工 : L = 119m
- ・ 掘 削 工 : V = 224m³
- ・ 舗 装 工 : A = 785m²
- ・ 区画線工 : L = 143m

(2) 書類調査における所見

計画、設計、積算、契約に関わる工事着手前の書類及び施工管理、安全・環境管理に関わる工事着手後の書類について調査を行った結果、概ね適切に書類が作成され、工事施工がなされていることが認められた。

以下に、個々の書類調査結果を示す。

(意見)

ア 積算及び精査について

積算業務は当該部署で担当者が積算システムを用いて行った後に、経験豊富な職員がそれぞれ異なった視点と確認内容でチェックリストを基に精査・確認しているとの説明を受けたものの、「誰が、どこを、どのように」確認したのか、また、どの項目を修正したのかが記録として残されていないため、確認方法をマニュアル化するとともに、精査結果の記録を残すことで、技術的なノウハウの蓄積と技術の伝承、積算精度及び信頼性、透明性の向上を図られたい。

イ 施工計画書について

施工計画書作成にあたっては、マニュアルに基づく記載に加えて、重点的な管理が求められる工種、または特殊な作業（普段では施工しない作業等）を重視して、メリハリを付けて受発注者間で施工上の課題や管理のポイントを認識できる記載内容となるように指導された。

（３）現場施工状況調査における所見

現場確認を行った結果、概ね適切な工事施工がなされていることが認められた。

（ 1 ） 工事の概要

ア 工事場所

今治市桜井 1 丁目地内

イ 請負金額

60,469,200 円

ウ 請負業者

いづも株式会社

エ 工期

令和 7 年 10 月 2 日～令和 8 年 2 月 27 日

オ 主管課

上下水道部 上下水道政策局 下水道工務課

カ 工事概要

下水道整備工事（開削工）

- ・開削工（PEF 100mm）：L = 82.40m
- ・開削工（PRP 200mm）：L = 419.90m
- ・組立 1 号マンホール：N = 15 基
- ・組立 1 号レジンマンホール：N = 1 基
- ・組立 3 号レジンマンホール：N = 1 基
- ・取付管工：N = 25 箇所
- ・舗装撤去工：A = 1,964m²
- ・仮復旧工：A = 560m²
- ・本復旧工：A = 1,407m²

（ 2 ） 書類調査における所見

計画、設計、積算、契約に関わる工事着手前の書類及び施工管理、安全・環境管理に関わる工事着手後の書類について調査を行った結果、概ね適切に書類が作成され、工事施工がなされていることが認められた。

以下に、個々の書類調査結果を示す。

（指摘）

ア 工程管理について

防菌加工の特殊マンホールの製作及び関連工事におけるマンホール内の圧送ポンプ制御盤の製作に時間を要し、工事進捗が大幅に遅れている（1 月末時点で出来高 20%）ことから、今後、工期を 2～3 か月延伸する予定であるとの説明を受けた。

昨今、製造メーカーは人手不足により材料入手や製品の製作に想定以上の日数を要している。このような状況を鑑みて特殊材料だけでなく、工事計画段階で特殊材料の納期確認を行って工事発注時期や工期設定に考慮するべきであったと考える。

今後は、計画段階で材料の納期確認を行い、施工に着手してからの安易な工期延伸を避ける管理を行ってほしい。

(意見)

ア 積算及び精査について

積算結果の精査について「誰が、何を、どのように」確認するのかをマニュアル化するとともに、精査結果の記録を残すことで、技術的なノウハウの蓄積と技術の伝承、積算精度及び信頼性、透明性の向上を図られたい。

(3) 現場施工状況調査における所見

現場確認を行った結果、概ね適切な工事施工がなされていることが認められた。以下に、個々の現場施工状況調査結果を示す。

(意見)

ア 安全衛生管理について

本工事は、沿道に民家があり交通量の多い道路における開削工事で、歩行者や交通量が見込まれる箇所であることから、日々施工完了箇所を「アスファルト合材による仮復旧」を施工する必要がある。日々の仮復旧に関して特記仕様書に記載がなく、積算においても全体の仮復旧の計上のみで日々の仮復旧は計上されていない。

交通量が多い道路、または民家に近接している工事個所で開削工事を施工する場合には、施工完了スパン毎に仮復旧を計上し、特記仕様書に明記してほしい。

越配施第7号 宮窪配水池整備工事（造成）

（1）工事の概要

ア 工事場所

今治市宮窪町宮窪地内

イ 請負金額

46,200,000 円

ウ 請負業者

有限会社神野組

エ 工期

令和7年8月28日～令和8年3月12日

オ 主管課（工事担当課）

上下水道部 上下水道政策局 越智諸島事業所

カ 工事概要

配水池造成工事

- ・土工：1式（伐木・伐竹：1,350 m²、機械掘削積込：2,900m³、
床掘：100m³、盛土：26m³）
- ・擁壁工：1式（ブロック積擁壁：185 m²、鍬止擁壁：15m³、小口止：3.1m³）
- ・水路工：1式（集水柵：1箇所、現場打側溝：16m）
- ・法面工：1式（防草シート：64 m²、ブルーシート：640 m²）
- ・舗装工：1式（上層路盤：570 m²）
- ・外柵工：1式（ガードレール設置：37m）

（2）書類調査における所見

計画、設計、積算、契約に関わる工事着手前の書類及び施工管理、安全・環境管理に関わる工事着手後の書類について調査を行った結果、概ね適切に書類が作成され、工事施工がなされていることが認められた。

以下に、個々の書類調査結果を示す。

（意見）

ア 積算及び精査について

積算結果の精査について「誰が、何を、どのように」確認するのかをマニュアル化するとともに、精査結果の記録を残すことで、技術的なノウハウの蓄積と技術の伝承、積算精度及び信頼性、透明性の向上を図られたい。

(3) 現場施工状況調査における所見

現場確認を行った結果、概ね適切な工事施工がなされていることが認められた。
以下に、個々の現場施工状況調査結果を示す。

(意見)

ア 安全管理について

当該現場は樹木伐採後に切土を施工する箇所であり、大雨、強風等の異常気象が予想されることから、異常気象時の「作業中止基準」と「緊急時の資機材の手配」についての記述を指導してもらいたい。

イ 安全管理について

一部、法肩からの墜落・転落の危険がある箇所が見受けられるので、ピン柵による注意表示だけでなく当該箇所に立ち入らない措置を施して、墜落・転落災害を防止してもらいたい。

ウ 安全管理について

気候が乾燥時期でもあることから、火気の不始末による山火事を発生させることのないように、残り火の消火確認及び喫煙の管理を確実に行ってもらいたい。